

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 様

## 原子力損害賠償に関する 要求書

平成30年5月25日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

福島県南相馬市議会議長 細田 廣

## 1 平穏な生活の喪失等による精神的損害賠償について

貴社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）により当市の住民は避難を強いられるとともに、避難指示解除後に帰還したとしても、地域社会の変貌や放射性物質の存在により生活上の様々な制約を強いられ、原発事故前のように自然に触れることもままならなくなりました。また、住民避難により、地域の共同体が崩壊の危機にさらされています。

こうした従来の平穏な生活環境、自然環境及び地域コミュニティの喪失等に基づく住民の精神的苦痛は、当然賠償されるべき損害です。

これまでに福島地方裁判所を含む各地の裁判所で行われている集団訴訟のうち7件で判決がされました。これらの判決においても「平穏生活権の侵害」や「ふるさと喪失」等による慰謝料が認められ、原発事故により住み慣れた故郷で従来どおりの生活ができなくなったことが賠償されるべき損害であることが確認されました。

## 2 不合理な賠償格差の是正について

貴社は、単純に避難指示等による区域割に従って賠償を行っていることから、原発事故との相当因果関係が認められる損害が生じている者であっても、単なる区域によって賠償が認められる者とそうでない者がいます。

このような賠償における不合理な格差は到底容認されるものではありません。

## 3 不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（以下「旧避難指示区域」といいます。）に存在する土地及び建物等の不動産の荒廃は、5年5か月に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何ら変わるものではありません。

したがって、旧避難指示区域に存在する不動産については避難指示期間割合を乗じた賠償ではなく、全損評価による賠償がなされるべきです。

## 4 和解案尊重の徹底について

貴社は、浪江町の住民が集団で申し立てた和解仲介手続

において原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」といいます。）が示した和解案の受諾を4年以上拒否し続け、このために同手続は打ち切られることになりました。他にも、飯舘村蕨平・比曽地区や川俣町小綱木地区の住民による和解仲介手続における和解案に対しても貴社は同様に受諾を拒否しています。

このような和解案の受諾拒否は、貴社が平成26年に「新・総合特別事業計画」で宣言した和解仲介案の尊重を自らないがしろにし、和解仲介手続の紛争解決機能を著しく阻害するものであり、決して許されないものです。

したがって、このような貴社の和解仲介手続に対する姿勢は改められるべきです。

## 5 農林水産業者に対する賠償について

農林業者については、出荷制限が長期間継続したために生じた農業従事者の減少をはじめ、水路・農道等生産基盤や生産設備が荒廃したこと等により、仮に生産活動に関する制限が解除されたとしても、直ちに従前と同等の耕作及び操業を再開することが困難な状況にあります。

水産業者については、依然として操業海域の魚介類の多くに漁獲・出荷制限が出されており、試験操業が行えたとしても、従前と同等の操業を行うことはできません。

また、当市や関係団体の努力にも関わらず、放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が、当市の農林水産物を敬遠する心理は未だに解消されておらず、原発事故前の販売量や価格には回復していません。

したがって、当市の旧避難指示区域以外の農林水産業者の中には、原発事故の影響により休業や風評被害が継続している者が数多くおります。

## 6 商工業者に対する一括賠償後の賠償について

商工業者については、避難指示による住民避難等により顧客及び取引先を喪失するとともに、従業員確保も困難になったため、今なお原発事故前と同等の事業規模や売上を回復することが困難な状況にあります。

したがって、事業者が生じている平成27年以降の将来分の賠償（1年分の逸失利益の2倍一括賠償）を超える逸失利益の多くは、原発事故と相当因果関係が認められる損

害です。

なお、貴社の小早川智明社長による平成30年4月5日の参議院経済産業委員会における答弁によると、この超過分の賠償について、合意まで至った件数は同年2月時点でわずか1件のみであるとの報道がありました。貴社が柔軟に相当因果関係の判断を行っているのか疑念を感じざるを得ません。

## 7 当市に対する損害賠償について

当市が、原発事故の発生に伴い、住民の安全確保、生活再建及び地域の復旧・復興のために行った事業は、いずれも、住民及び地域を守るために不可欠な事業であり、その実施に要した費用は政府指示の有無に関わらず、原発事故と相当因果関係のある損害です。

加えて、固定資産税を含む当市の市税全般の税収は、減少を余儀なくされています。

また、原発事故による避難指示区域の設定等に伴い、当市が所有する公共施設等の財物は利用が制限され、財物によっては利用を再開することが見込めないものもあります。

以上のことから、下記の事項を強く要求いたします。

## 記

- 1 当市の住民が被った精神的苦痛のうち、従来の平穏な生活環境、自然環境及び地域コミュニティの喪失等によるものを全て賠償すること。
- 2 いわゆる避難指示等による区域割の基準を絶対視することなく、区域の内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償すること。
- 3 避難指示解除の時期に関わらず、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域内の被災状況に即し、両区域内の不動産に対し、全損評価による賠償を行うこと。
- 4 紛争解決センターが和解仲介手続において提示する和解案を十分に尊重して和解を行うこと。
- 5 当市の帰還困難区域及び旧避難指示区域以外の農林水産業者に対し、生産活動を断念した個別・具体的事情を柔軟に考慮し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実にを行うこと。

風評被害の賠償については、事業者の個別・具体的事情

に照らし、売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に判断して、収益の減少分について賠償を確実に継続すること。

6 商工業者については、休業又は売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じ、柔軟に判断し、機械的判断により賠償の継続を否定しないこと。

また、将来分の賠償を超える損害が発生した場合には、当然、これらの損害に対する賠償も確実に行うこと。

7 原発事故に伴い、当市が支出を余儀なくされた費用及び、当市に発生した税収の減少分に対する賠償を迅速かつ確実に行うこと。

当市の所有する財物について、利用阻害により生じた賠償を確実に行うことは当然として、利用再開が見込めないものに対しては、失われた価値分の全てを賠償すること。

以 上